

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議（第3回）資料

# セキュリティ・クリアランス制度について ～期待と要望～

2023年3月27日

# 1. 基本認識

---

【国家安全保障戦略】（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面
- 領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦の恒常化
- 国家安全保障の対象が、経済、技術等、これまで非軍事的とされた分野まで拡大

【防衛費の増額】（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）

- 2023年度から5年間の防衛費を現行計画のおよそ1.5倍の43兆円程度に増やす方針

# 1. 基本認識

防衛及び経済安全保障に関連する領域の拡大と求められる技術が急速に進展・高度化

例：AI、量子、半導体、先端コンピューティング、デジタル技術、海洋、宇宙、航空、バイオ、先端材料、センサー、原子力エネルギー、再生可能エネルギーなど

民間企業としての役割拡大

同盟国・同志国との連携がより重要に

例：二国間/多国間の合意・対話に基づく共同開発の推進、サイバー攻撃に関する情報収集・分析の強化など

外国政府が保有している情報を民間企業に共有・開示する枠組みの必要性

いわゆるセキュリティ・クリアランス制度は、政府の持つ安全保障上重要な情報を共有・開示する制度であり、どのような制度が適切か、どのような保全措置が適切かは、同盟国・同志国の制度との実質的同等性も考慮し、情報を持つ政府が判断すべきものと認識

## 2. 課題認識と期待

### 【課題認識】

- 防衛分野では、個別の契約やプロジェクトに基づく、情報保全の仕組みが各々形成されている。
- 外国政府の安全保障に関連する情報についてはアクセスが制限されており、情報の共有に障害が大きい。
- (経済) 安全保障分野への政策資源が大胆に投入され、同盟国・同志国との国際共同研究・開発は、今後増加していくことが見込まれる中、円滑な参画が可能となるようなセキュリティ・クリアランス制度が求められると想定される。

### 【期待】

- 個別契約ベースでない制度的な枠組みの整備(資格要件)。
- 制度導入に先行する外国と実質的同等性を確保することにより、日本と外国との政府間、民間企業間(両国政府の合意下)での、相互情報共有が円滑になることを期待。具体的には、外国政府に日本の技術に基づいた提案を行う場合、外国企業の技術を応用して日本政府に提案を行う場合、いずれも円滑にできるようになることを期待。
- 情報へのアクセスの質が向上することで、民間企業による政府への提案活動の内容及びスピードの向上や、成果物に至るQCDの向上、イノベーションの創出にも寄与することを期待。

# 3. 要望

---

- 新しい制度の導入・運用にあっては、外国と実質的同等性を確保するとともに、民間企業の自由な経済活動を阻害することの無いよう、また、労働法制における要請との調和を考慮して検討していただきたい。

例：

- ・ 契約単位の適合事業者・従業者指定から資格要件に基づいた有期の指定へ
- ・ 審査基準の明確化
- ・ 政府による一元的な審査（審査の一本化）
- ・ 個人のバックグラウンドは政府の責任で調査